

## バリ州警察による保健プロトコールの順守要請

令和3年2月25日（総21第25号）  
在デンパサール日本国総領事館

- 24日、バリ州警察本部長からバリに滞在する全ての外国人に対して、保健プロトコールを順守するよう要請があり、外国人違反者に対して10万ルピアの罰金を科すとしています。
- 在留邦人の皆様におかれましては、引き続き外出時のマスク着用などの保健プロトコール順守をお願いいたします。

1. 2月24日、バリ州警察本部長から、バリ州における新型コロナウイルス感染拡大及び感染者数の増加を捉え、州政府の行政施策に協力するため、各国総領事及び名誉総領事に対して、バリ州に滞在する各国の人々が保健プロトコールを順守するよう要請がありました。

2. その要請において、工作中や外出中にマスクの着用などの保健プロトコール順守に違反した外国人に対して、2020年バリ州知事規則第46号11条(2)a.2に則り、罰金10万ルピアを科すとしています。

3. 在留邦人の皆様におかれましては、引き続き外出時のマスク着用など保健プロトコールの励行と留意の上、新型コロナウイルス感染予防に努めてください。

4. 参考（2020年バリ州知事規則第46号11条(2)a.2の内容）

当館令和2年8月27日付のお知らせ「新時代の生活秩序における健康プロトコール：追加」（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100088070.pdf>）